告示

○内閣府告示第百七十五号

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成二十八年四月二十七日法律第三十三号）第四条の規定に基づき、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する基本的な方針（平成二十九年四月七日内閣総理大臣決定）が定められたので、同条第五項の規定に基づき公表する。

平成二十九年五月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する基本的な方針

（平成29年４月７日内閣総理大臣決定）

この「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）は、「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」（平成28年法律第33号、以下「有人国境離島法」という。）第４条の規定に基づき、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持の意義及び方向並びにこれに関する施策の基本的な事項その他重要事項を定めたものである。

Ⅰ　有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持の意義

四方を海に囲まれた日本は、国土面積の12倍にも及ぶ領海及び排他的経済水域（以下「領海等」という。）を有する世界有数の海洋国家である。我が国においては、領海等の根拠となる基線（以下「領海基線」という。）の多くは本土から遠隔の地にある離島に存在しており、領海基線を有する離島の数は約500島にも及ぶ。領海等においては、海洋法に関する国際連合条約（平成８年条約第６号）により、海洋資源の開発等に関する主権的権利並びに海洋環境の保護及び保全に関する管轄権等、我が国の発展にとって重要な権利が認められており、この領海基線を有する離島を安定的に保全・管理していくことが極めて重要である。

なかでも、有人国境離島地域は、日本国民が居住していることにより、漁業、海洋における各種調査、領海警備、低潮線保全区域の監視等の活動といった領海等の保全等に関する活動の拠点（以下「活動拠点」という。）として極めて重要な機能を有している。

また、有人国境離島地域のうち本土から遠隔の地に位置し、かつ、人口が著しく減少している特定有人国境離島地域は、将来無人化のおそれがあるが、一度、無人化すると、有人国境離島地域が有する活動拠点としての機能の維持が著しく困難となり、我が国の領域支配について主権的権利の発現に支障をきたしかねない。

このように、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持は、我が国の領海等の保全等にとって極めて重要な意義を有する。

Ⅱ　有人国境離島地域の保全

Ⅱ－１　有人国境離島地域の保全の方向

１　有人国境離島地域の特定

有人国境離島地域は、有人国境離島法第２条において、自然的経済的社会的観点から一体をなすと認められる２以上の離島で構成される地域（当該離島のうちに領海基線を有する離島があるものに限る。）内の現に日本国民が居住する離島で構成される地域、及びこのほか領海基線を有する離島であって現に日本国民が居住するものの地域と定義されている。基本方針では、自然的経済的社会的観点から一体をなすと認められる地域を、次のいずれかの地域と定義し、有人国境離島地域、地域を構成する離島を別表に掲げる29地域、148島とする。

（自然的経済的社会的観点から一体をなすと認められる地域の定義）

○　離島とその周辺に位置する離島といった地理的な関係性を有する地域

○　離島と離島の間にある航路、架橋等により人の往来がある地域

○　領海基線を有する無人離島の管理等を有人離島の島民が担うといった社会的な関係性を有する地域

○　特定の離島地域の振興等に関する特別措置法が定められている以下の地域

（小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第４条に規定される小笠原諸島、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第１条に規定される奄美群島、及び沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第３条に規定される沖縄島及び離島）

なお、有人国境離島地域のうち特定有人国境離島地域15地域、地域を構成する離島71島は、有人国境離島法別表に掲げられているとおりである。

２　有人国境離島地域の保全の方向

我が国の領海等において、外国漁船による違法操業や、外国公船の領海侵入等の事案が繰り返されるなど、近隣諸国の海洋進出が活発化している。我が国としては、領海等の保全等に関する様々な活動を継続して実施し、我が国の主権的権利等を確実なものとしておく必要がある。

このため、国は、有人国境離島地域が有する活動拠点としての機能を継続的に維持することを施策の基本目標とし、外国船舶による不法入国等の違法行為の防止、その対応等に必要な国の行政機関の施設の設置、これら施設の設置等に伴う土地の買取り等、また、重要な活動拠点の基盤となる港湾、漁港、道路及び空港（以下「港湾等」という。）の整備、広域の見地からの連携を図ることとする。

なお、保全の施策のうち、港湾等の整備、外国船舶による不法入国等の違法行為の防止及び広域の見地からの連携については、地方公共団体も施策の実施主体となるものである。このため、国は、地方公共団体とも十分連携し、保全の施策に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

Ⅱ－２　有人国境離島地域の保全に関する施策の基本的な事項

１　国の行政機関の施設の設置

有人国境離島地域には、領海警備、島嶼部特有の農水産品の研究、貴重な自然環境の保全等に関して国の行政機関の施設が設置されている。これら国の行政機関が、有人国境離島地域が有する活動拠点としての機能の一翼を担っているとともに、関係者の来訪等人の交流を促していること、また、そこで勤務する職員及びその家族は、当該地域の人口の維持・増加に寄与し、特に人口が少ない有人国境離島地域においては、地域社会を維持する上で大きな効果を及ぼすものであることも認識し、国は、行政機関の維持・充実・強化を図るよう努めるものとする。

近隣諸国による海洋進出が活発化している中、領海外縁部に位置する地理的特性を有する有人国境離島地域の国の行政機関が担う領海警備等の強化を図ることは、依然として重要である。これに関係する行政機関としては、平成28年度末現在、海上保安庁の部署が配置されている有人国境離島地域は11地域、自衛隊の部隊が配置されている有人国境離島地域は13地域存在する。

国（海上保安庁）は、「海上保安体制強化に関する方針」（平成28年12月21日海上保安体制強化に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえつつ、有人国境離島地域周辺の領海等における業務状況等を総合的に勘案し、戦略的海上保安体制の構築を推進するとともに、国（防衛省）は、有人国境離島地域を含む我が国周辺を広域的にわたり常時監視する態勢や不測の事態への対応態勢の強化に努めるため、「防衛計画の大綱」（平成25年12月17日閣議決定）及び「中期防衛力整備計画」（平成25年12月17日閣議決定）に基づき自衛隊の部隊の増強等を行う。

２　国による土地の買取り等

有人国境離島地域が有する活動拠点としての機能を維持、強化することを目的として、国の行政機関の施設の設置、港湾等の整備、外国船舶による不法入国等の違法行為の防止のための措置を講ずるに当たり、国が適切な管理を行う必要があると認められる土地については、買取りや借上げ、その他必要な措置を講ずる。このほか、有人国境離島地域における土地の取引については、国家安全保障に関わる重要な問題との認識の下、国（内閣府、防衛省及び関係省庁）は、当該地域、防衛施設周辺等における土地所有の状況把握に努め、土地利用等の在り方について検討する。